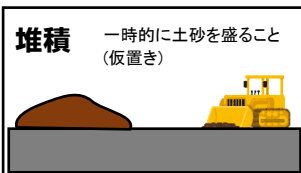


土砂等の埋立て等には 許可が必要になります!

田村市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が施行されます。

対象となる埋立て等

令和8年
9月1日施行



条例制定の目的

土砂等の埋立て等について、必要な規制を行うことで、良好な自然環境や生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止し、市民生活の安全を確保することを目的としています。

条例の概要(許可申請が必要な埋立て等)

埋立て等が次のいずれかに該当する場合は、市長の許可が必要です。

- ①土砂等の埋立て等を行う区域の面積が500㎡以上、3,000㎡未満となるもの
- ②土砂等の埋立て等を行う区域が2ヵ所以上連続している、または隣接していなくても一体性があると認められた場合で、これらの区域の面積の合計が500㎡以上、3,000㎡未満となる場合
- ③3年以内に土砂等の埋立て等が行われた区域に隣接した土地で、土砂等の埋立て等を行う場合で、これらの面積の合計が500㎡以上、3,000㎡未満となる場合

※国、地方公共団体が行う事業、採石法、砂利採取法等の許認可を受けて行う事業、その他軽微な事業で、不適切な土地の埋立て等となるおそれがない事業は許可が不要、または申請に伴う必要書類の一部が省略できる場合があります。

※搬入する土砂等の発生場所は福島県内に限られ、県外から土砂等を搬入することはできません。

事業者・土地所有者の責務

●土地等の埋立てを行う方

周辺住民等の理解を得られるよう説明会等を行わなければなりません。また、災害等の発生を防止し、市民生活の安全の確保および、生活環境の保全のために万全の措置を講じるとともに、土砂等の埋立て等で苦情や紛争が生じたときは、その解決に努めなければなりません。

●土砂等を排出する方

土砂等の発生を抑制するように努めなければなりません。また、発生した土砂等の汚染状態を確認し、処分方法、処分先など適切な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う方に対し、適正な指示を行わなければなりません。

●土砂等を運搬する方

運搬する土砂により、不適切な事業が行われないよう運搬する土砂等の汚染状態を確認し、土壌汚染のおそれがある土砂等を運搬しないよう努めなければなりません。

●土地所有者の方

土地等の埋立て等による土壌汚染および災害を発生させるおそれのある行為をする方に、土地を提供しないよう努めなければなりません。また、市民生活の安全確保および生活環境の保全のため、万全の措置を取るよう事業者と協議し、定期的に埋立て等の状況を確認しなければなりません。

土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

土壌安全基準: 国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」等に準じています。

許可なく埋立てなどの行為をした場合は、1年以下の拘禁刑または、100万円以下の罰金などの罰則が科される場合があります!

田村市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例概要図

土砂等の埋立て等を行う者(事前に担当課と打ち合わせを行ってください)

面積3,000㎡以上

福島県許可

面積500㎡以上3,000㎡未満

許可
【第9条】

【適用外の例】

- ・国、地方公共団体が行う事業
- ・採石法、砂利採取法等の許認可を受けて行う事業
- ・その他軽微な事業で、不適切な土地の埋立て等となるおそれがない事業

面積500㎡未満

許可不要

無許可埋立て等

- ・土地所有者の同意【第10条】
- ・周辺住民への説明【第11条】
- ・許可申請の手続き【第12条】
- ・許可基準【第14条】

許可申請

- ・手数料納付【第34条】
- 新規許可 26,000円
- 変更許可 16,500円
- 譲受け許可 16,500円

変更等の手続き

- ・変更許可申請【第16条】
- ・廃止【第24条】
- ・譲受け【第25条】
- ・相続【第26条】

土砂等の埋立て等

- ・土砂等搬入届【第17条】
- ・管理台帳作成【第18条】
- ・検査の実施、報告【第19条】
- ・関係書類の縦覧【第20条】
- ・標識等の掲示【第21条】
- ・関係書類の保存【第30条】
- ・現場管理責任者義務【第31条】

完了

- ・完了届【第23条】

行政処分

- 許可取消・停止(6月以内)【第27条】
- ・許可不正取得(許可・変更・譲受け)
- ・1年以上継続中断
- ・欠格要件該当
- ・許可条件違反
- ・許可事項の無許可変更
- ・規定違反(第17条～第22条)

措置命令
【第28条】

- ・無許可埋立て等
- ・安全基準等不適合(施工中・完了時・廃止時等)
- ・緊急の必要性がある場合 等

公表

- 【第29条】
- ・措置命令不履行

罰則

- (無許可・不正・命令違反等)【第36条】
- 1年以下の拘禁刑
- 又は
- 100万円以下の罰金

- (無届搬入・土砂管理台帳作成違反・虚偽届出・水質検査違反・立入検査違反)【第37条】
- 50万円以下の罰金

- (軽微変更無届・完了・廃止・承継無届・書類保存違反)【第38条】
- 30万円以下の罰金

- (両罰規定)【第39条】

正しい手続きで
環境を守ろう!



お問い合わせ 田村市役所 環境課 環境衛生係

〒963-4393
福島県田村市船引町船引字畑添76-2
電話:0247-81-2272

・詳しくは、市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.tamura.lg.jp>

